

## 境界線としての「国語」

——ろう教育と植民地Ⅱ台湾の教育——

### 本 多 創 史

はじめに

ろう教育は、特殊教育に属し、既存の学問知の体系においては障害児教育や障害学の一分野に位置づけられる。また植民地支配の現実的一側面である植民地教育は、教育史や社会学、社会言語学の対象とする領域である。両者は、一見したところ、ともに教育に関わっているという点を除いては、何の結びつきも持たないように見える。

だが、「国語」教授に関する限りで両者を比較検討するならば、「国民化」のための「国語」教授というその目的と、その教授方法、及び現実の言語使用状況などの諸点において、一定の共通性を看取することができる。さらにまた、戦前のろう教育者たちの多くは、ろう教育と植民地教

育とが「国語」教授の点で同位置にあることを認識していた。ある著名なろう教育者は、ろう児への「国語」教授の必要性を力説するくだりで、植民地教育とろう教育とを次のようにパラレルに語っている。

凡そ国民性の涵養と国民の思想的結合は、その共通する所の国語の力に依存する所が大である。是植民地に対して、本国の国語普及が重要国策として、大いに努力せられる所以である。故に日本国民の錬成を以て目的とする聾学校に於ては、その最も大切である教育は、聾児に出来得る限り豊富且純正なる国語を授くるにありと謂はねばならぬ。

この史料は、日中戦争が既に長期化しており、新聞紙面

には「東亜新秩序」ということばも踊り、「新体制」を確立せんとしていた、一九四〇年のものである。もちろんそうした同時代コンテクストに照らしてこの史料は読むべきであろうが、とりあえずここで着目しておく必要があるのは、ろう者に対する「国語」教授の比較・参照項として、あくまでも普通小学校での「国語」教育ではなく、植民地における「国語普及」が持ち出されていることである。

ここまでは、筆者が前稿において論じたことである。そこで本稿は、前稿では行うことができなかった両者の詳細な比較検討を行いたい。<sup>(5)</sup> 具体的には一九二〇年代から三〇年代の「内地」のろう教育と植民地<sup>(6)</sup>台湾の教育を取り上げる。加えて、植民地教育とろう教育とが重層化する、台湾のろう学校における「音声言語」教育についても論じることにする。これらの具体的な作業を通じて、帝国日本において、「国語」を中心としてどのような構造が作られていたのかを検討してみたい。

### 1 「国語」と手話と

一九二〇年代中盤以降、東京聾啞学校と名古屋市立盲啞学校は、ともに口話法の推進校としてその名を知られるよ

うになる。前者では川本宇之介が、後者では橋村徳一が、それぞれ先頭に立ち口話法を推し進めていた。両人は、講習会の開催や諸団体の結成、啓蒙雑誌の発刊などの精力的な普及活動を通じて、全国的に口話法を普及させる役割も果たし、そうして一九三五年頃までには、全国のろう学校のひとつがこの口話法を採用することになるのである。<sup>(6)</sup>

名古屋市立盲啞学校に勤務していた安藤太三郎は、口話法の研究のため、敢えて東京聾啞学校に入学し、一九二一年三月に同校の師範部普通科を卒業した。<sup>(7)</sup> 彼は卒業後、再び名古屋市立盲啞学校の教員として勤務し、校長・橋村徳一とともに口話法教育を実践していく。また、一九三〇年には、台北州立台北盲啞学校へ赴任し、そして一九三五年に「内地」に戻り、東京市立聾学校の教諭となっている。

彼は、一九三五年、「内地」に戻ると、自己のろう教育における体験をまとめ、『私の体験せる聾教育』として出版する。この書物の中で、彼は、手話を習慣として位置づけ、それは習慣である限り、消滅させることが可能であり、またそうすべきであると論じた。すなわち安藤は「習慣は第二の天性といふが如く、一旦形成せられた手真似習慣は容易に取り去る事は出来ぬ」としながらも、「言語一点張

りで聾児の有つ手話的思想の総べてを征服するだけの固い覚悟をもつて努力し」「堅忍持久前途に輝く口話の世界を見詰めて一步一步と築き上げて行く、其の行程に於て手話も次第に姿を匿すに至る」と述べて、口話の習慣をつけることで手話を消し去るべきであるとする。この点に關しては、橋村徳一もまた、同一の視点から「善良なる口話的習慣を養成すること」について論じており、口話という新しい習慣をろう者の身体に化していくことで、手話自体の消滅を言つてはばからない。

手話をろう者の身体上から消してしまわねばならなかったのは、それが「国語」との間に大きな溝を持っていたからであつた。例えば川本宇之介は、手話の欠点を述べるくだりで、手話が抽象概念を表現することができないなどの、現在ではほとんど根拠のないことを述べた後、次のように言う。「手話語はそれ自身には一つの語法があるかも知れぬが、その語法は如何なる国語とも一致しない」「手話語は各国の国語とは、全くその体系を異にする。異種の体系語と結合して教授しても聾児の使用する国語は、恰も木に竹をついだ様になる傾向が甚だ強い。随つて自ら、聾児に文の理解力を盛にし、読書力を発達させることを甚だ困難

ならしめる」と。川本は、手話に独自の「語法」があることを認めつつも、音声言語Ⅱ「国語」と手話との相違ゆえに、手話を批判しているのであり、さらに音声言語と書記言語とを同一視した上で、書記言語と手話との齟齬についても言及している。つまり川本は、彼のイメージする「国語」と手話とが構造的に一致していないことから、手話を批判していると言えるであろう。

それでは、彼らは、どのようなやり方で「口話的習慣」をつけ、手話を消し去ろうとしたのであろうか。すなわち、口話法とは何か。

口話法とは、ろう児を「正常児」と同様に、「音声言語」を操らせるための、ろう教育上の方法のことである。その特徴は、「正常児」が言語習得する過程を人工的に再現するという点にあつた。

彼らによれば、聴者の一、二歳の子供は、聴覚表象とその意味とをまず習得するものであり、ろう児に対する口話法の実践においてもそれに倣うべきであつた。ろう児の場合、聴覚障害のために聴覚表象を獲得することができないから、その代替行為である「読唇」から始められることになる。「読唇」とは口形からことばを読み取ることである。

橋村は言う。「正常児の言語の発達は之を発表することよりも之を理解する事の方が先で」「聾児にあつても略ぼ之と同様に、音器よりも目（視器）の方が早く発達して而かも鋭敏であるから、先づ彼等の実生活に役立つ言葉の読唇を教練し此の間に発語の基本練習を十分に行つた後、読唇から発語を誘発した方がよい」と。そして、ろう児が口形とその意味するところとを結合させるようになった後に、発声の訓練Ⅱ「発語」に入つていく。「発語」もまた、なるべく「正常児」と同じように自然な発声をする事が求められた。かくして、「読唇先進主義」と「発語自然主義」を基本とする口話法が導かれてくる。

このような口話法の最大の特徴は、一切の手話を排して口話の習慣をつけることができるという点にある。「音声言語」の習得が、手話を介在させることなく、「音声言語」のみによつて習得できるのである。こうしたことの故に、彼ら口話法の推進者は、「其の取扱上乃至思想交換上唯言葉のみを使用すること」「言葉で事物や動作を理解し発表するの良習慣を養成すること」「言葉で言葉を理解せしむるやうにすること」などと言つた注意を与えることができたのであつた。

だが、実際には、ろう者たちは、私生活その他においてあくまで手話で会話し続けたのであり、口話法の出現によつてろう者たちは、口話と手話とを併用しなければならぬ状況に置かれるようになったのである。安藤太三郎は、手話の消滅を語りつつも、こうした現状を知っており、そうした中でろう者に対して次のようなことを期待した。彼は自己の体験を振り返りつつ、言う。

（ろう児たちは―引用者）要するに教育の結果自己の豊なる事を自覚し、其の恥しきを感じると共に、口話の必要性と価値とを痛感して、聴話世界へと自覚的<sup>(12)</sup>劣力を払ふに至つた。口話教育もこれまでの努力が大切なので此所まで導入すれば、児童の有つ手話は自ら其の価値を認めなくなつて了ふものである<sup>(13)</sup>

ろう者が己の母語（第一言語）に対して卑下した感情を抱くようになり、他方で「国語」に対しては価値意識を内面化していくこと。安藤太三郎は、口話法の実践と共に、ろう者が「国語」に羨望のまなざしを送り、同時に、手話には価値がないという心性が生み出されてくることを期待

したのである。

このように、一九二〇年代以降、口話法の普及とともに、手話が消滅の対象になる中で、現実のろう者たちは、「国語」と手話との二言語併用状況<sup>14</sup>にダイグロシア状況に置かれることになり、手話は下層言語の地位をあてがわれたのである。そして、ダイグロシア状況の中で、ろう者の主体的努力によって、徐々に手話は使用されなくなることが期待されたのである。

## 2 「国語熱」―植民地・台湾―

次に、一九二〇年代以降の植民地<sup>15</sup>台湾における日本語(「国語」)教授について論じることにする。

ここで取り上げるのは、安藤正次である。安藤は、一九〇四年に東京帝国大学文科大学選科(言語学科)を修了し、神宮皇学館、日本女子大等の教授を経て、一九二八年、台北帝国大学文政学部国語学国文学講座(後に第一講座)担当の教授に就任し、一九四一年から敗戦直前まで、その総長も務めている。<sup>16</sup>

安藤は、「一国家一國語といふのが理想的のものであることは、言語政策の研究家ならずとも、何人も首肯すると

ころであろう」と述べ、帝国日本が植民地・台湾に対して行う言語政策を、「どこまでも、単國語制でおし通してゆく方針が確立されたことは、邦家のため慶賀すべきこと」とする。<sup>15</sup>安藤は、「国語」を押し広げていく帝国日本の言語政策を賞賛しているのである。それは、安藤においては、

台湾と「内地」との平等主義の実践として観念されていた。彼は、「我が国のは、在来の領土、人民と同じくみなさうとする一視万民の立場をもつてゐる」「母語延長主義<sup>16</sup>」であり、それは「欧州人の」「植民地を擲取しようといふ態度<sup>17</sup>」とは異なるものであると誇らしげに語っている。帝国の隅々の人々が、「国語」にあやかれること。植民地における「国語」専用は、少なくとも安藤自身の意識の上では、帝国日本の平等性を示すものに他ならなかった。

では、台湾の人々は、己の第一言語(母語)の使用を強制的に禁じられ、「国語」のみの使用を義務づけられたのか。そうではなかった。安藤によれば帝国日本は「新府の民に臨むに、國語強要の政策をとらずに、まづ國語による教育を施して、教育の上から國語を普及せしめる方策<sup>18</sup>」すなわち「古きを奪はずして、新しきを与へる道」を採つたのである。これは、帝国日本の言語政策は、台湾の人々

のことは強制的に「絶滅」させたりせず、教育を通じて徐々に「国語」を浸透させ、時間をかけて「国語」に取って代えていくという方針であるという説明である。

だが、容易に推測されるように、そのような方針に基づいて言語政策を推し進めていく場合、人々が「国語」専用で会話するようになるまでに、相当の長い年月が必要になるであろう。彼は「われわれは、その効果を挙げるに性急であつてはならない。風を移し、俗を易へるは、比較的に速やかなることを得るが、言語生活を一変せしめるには、百年二百年もなほ短しとする<sup>(19)</sup>」と言う。そうであるとするならば、「国語」が完全に人々のことばになるまでの「百年二百年」の間は、「国語」と台湾の人々の第一言語との二言語併用状況が続くことになる。つまり、安藤は、「国語」の「一語専用主義」を唱え、それを理想としながらも、「百年二百年」の間は、「国語」と、台湾語など現地の人々のことばとの併用状況を黙認したことになる。

もつとも、「国語」専用が目標であることには変わりがない。そのためには、現地語を一切介入させず、「国語」のみによって、「国語」を直接教授する必要があつた。台湾総督府の官僚、加藤春城は「本島人の国語教育は、入学

当初から国語のみによつて行はれ、対訳は絶対に排斥されてゐる」と述べ、続けてその具体的な方法を示している。

入学式当日児童が登校すれば、所属学級の受持教師はこれを受取つて教室に引き入れる。さうして予め名札を貼つて置いた席に腰かけさせる。一同が着席すると「オタチナサイ」、「レイ」、「オカケナサイ」といふやうな国語を用ひて、その通り動作をさせる。始はとんちんかんなことをやつてゐるが、数回繰り返すうちに、号令通りに正しく動作するやうになる。それから氏名を呼んで「ハイ」と答へさせる。それがすむと教師が自らを指して「センセイ」と幾度もいひ、児童をして「センセイ」と呼ばせる。<sup>(20)</sup>

児童たちはまず、聴覚表象とその意味とを、周囲の児童や教師の動作などから推測しつつ、結合させていくのである。その後、発声練習に入るのである。言うまでもなく、こうした方法（直接法と呼ばれる）は、先に見たろう教育の「読唇先進主義」に基づく口話法と酷似している。「国語」を母語（第一言語）としない彼らに対して、同一の言

語教授法が採られていることは興味深い。

さて当時、台湾総督府などでは、台湾在住の人々を、大陸系の「本島人」、原住民系の「蛮人」、それから「内地」からの移住者とその子孫である「内地人」とに分類することが多かった。ここでは「本島人」と「蛮人」を合わせて台湾の人々と呼んでおが、こうした台湾の人々に対して、「国語」はどこで教授されたのであろうか。

一九二二年の第二次台湾教育令により、制度上は「内地人」と台湾の人々との区別なく、学校教育が受けられるようになった。とはいえ、初等教育については、「国語」を常用する者のための小学校(尋常科・高等科)と、「国語」を常用しない者のための公学校(本科・高等科)とが存在し、実際上は、小学校は「内地人」向けであり、公学校は台湾の人々向けであった。小学校尋常科に通学していた台湾の人々の割合は、一九三五年の時点でも、わずか八%に過ぎない。<sup>(21)</sup> また、高等教育の機関として、中学校及び高等女学校、実業学校などがあり、さらにその他に、高等学校や師範学校が、そしてそれらの頂点に台北帝国大学があった。だが、台湾の人々にとって、これらの高等教育機関へのアクセスは極めて限られていた。これらの高等教育機関

では、すべて「国語」によって授業がなされ、試験が行われていたからである。台湾の人々にとって唯一の「国語」教育機関であった公学校の就学状況は、一九三五年においてさえ、三八%程度に過ぎなかった。<sup>(22)</sup>

「国語」の普及を目指す総督府としては、このような状況への対策として、公学校以外に「国語」教授を行う場所を設ける必要があり、国語講習所と簡易国語講習所において、学校教育システムに包摂されない人々に「国語」を教授したのであった。

国語講習所は十二歳から二五歳までの不就学青少年のために設立され、「国語」を中心とする教育を行い、就学期間は一年間とされた。簡易国語講習所は、農閑期などを選んで三、四ヶ月間、夜間に「国語」などを教授するものであった。とりわけ、前者の国語講習所は「国語熱を刺激する所多く入所志願者は何れも定員を越える盛況」<sup>(23)</sup>であったと言う。

安藤正次は、こうした「国語熱」に関して、次のように述べている。

ここに注意すべきことは、かくの如き講習所や普及会

で国語を学習しようと希望して来るものは、主として日常の会話に通じようとする目的をもっていることである。これらのうちには、或は一家の主婦であつて、その児童が公学校に就学している関係上、自分が国語を解し得ないのを不便と感じ、或は恥と考えるようなことから、子供を負いながら通つて来るようなものが一方にあり、他の一方には、また経済生活の関係から、国語を理解し、国語を自由に語り得るとゆうことが極めて必要であると感じるに至つたとゆうものもある。<sup>(25)</sup>

「国語」は、自ら進んで学びたくなるような、そしてまた学ばねばならないという意識を持つてしまふような、価値あることばになつていた、とゆうのである。おそらく、安藤は、台湾の人々が「国語を学ぶとゆうことに心を向けつゝある<sup>(25)</sup>」という状況が、永続することによつて、そしてそれが「百年二百年」続いた後に、人々が「国語」を常用するとうい状況が生まれると考へたのではなかつたか。それは、「国語」Ⅱ上層言語と現地語Ⅱ下層言語とのダイグロシア状況を創出し、「百年二百年」をかけて、徐々に下層言語である現地語を消滅に追いやっていこうとするプロ

ジェクトであつたと評することができるであらう。それは、ろう者に「国語」が体現する価値を内面化させ、序々に手話の消滅を導こうとした、当時の口話法によるろう教育と、その目的と方法において同じものであつたと言ふことができる。

### 3 植民地Ⅱ台湾における「口話式教育」

さらに考へたいことは、植民地のろう者に対する「音声言語」教育についてである。一体如何なることばが、如何にして教えられていたのであらうか。

当時台湾には、台北州立台北盲啞学校と台南州立台南盲啞学校とが存在していた（以下、前者を台北校、後者を台南校と略記する）。台北校は一九二八年に、台南校は一九二二年に、それぞれ州立に移管されている。本稿は、帝国日本が「国語」を通じてろう者や植民地の人々をどのよう<sup>(26)</sup>に扱つたのかを論じており、ここでも同様の視点を定める台湾総督府の管理下に置かれる州立移管後に焦点を定めることにする。

生徒と教員の構成から始めよう。生徒について言えば、台北校の一九二八年から一九三四年までの卒業生は、普通



部・技芸科を合わせ、「内地人」が二八名、「本島人」が五三名であり、同じく台南校の一九二二年から一九三四年まで卒業生は、「内地人」が一五名、「本島人」が七四名である。<sup>(28)</sup> いずれも台湾の人々が、過半数以上を占めていたことがわかる。他方で、教員(助手、教務嘱託、教諭心得を含む)の方は、逆にその大多数が「内地人」であった。一九三五年の台北校の教員は、「内地人」が八名、「本島人」が四名であり、同じく一九三六年の台南校について言えば、「内地人」が二名、「本島人」が三名であった。加えて両校とも歴代の学校長は「内地人」であった。つまり、多数者について言うならば、台湾のろう学校は、現地台湾の生徒と「内地」から派遣された教員とによって構成されていたことになる。

既に論じたように、「内地」においては一九二〇年代から三〇年代にかけて、音声言語教授法である口話法が急速に普及していた。そうした動向は、「内地」から派遣された教員たちによって台湾にも伝えられていた。例えば、名古屋市立盲啞学校教諭であった安藤大三郎は、一九三〇年から一九三五年にかけて台北校に勤務した際、台北の地において口話法を実践している。<sup>(27)</sup> また、逆に台湾から教員を

派遣して、口話法を習得させるというケースもあった。

例えば台北校では、一九二七年、教員・迫田稲子を名古屋市立盲啞学校に派遣し、口話法の講習会に参加させている。『口話式聾教育』第四巻第五号(一九二八年五月)には、おそらく迫田の筆になると思われる「台北だより」が掲載されているが、そこには「今日までの読唇はアカ、アオ、ボール、ワ、ハンカチ、ボーシ、ペン、アタマ、メの単語、オタチナサイ、オカケナサイ、オハヨー、サヨーナラの単句でございます、音韻は母音で口形模倣発音も大抵出来る様です、…基本練習はご指導を受けた様にどんどんやつてゐます<sup>(29)</sup>」と書き記されている。迫田は、音声、日本語を口話法で教授するという「内地」の方法を、そのまま台湾で実践していたのである。そして、その翌年の一九二九年一月には、台北校の生徒たちの「話し声」が、台北のラジオ放送局の電波に乗って流れている。<sup>(29)</sup> そして、かかる状況に沿う形で、台北校の「生徒教養ノ方針」には、口話法が書き込まれていく。方針の第一は職業教育を施すこと、第二は身体衛生に気をつけること、そして第三が、「聾啞部口話式教育」であった。これは単に音声日本語を教授するという方針の確認ではなく、「聾啞教育現代ノ趨勢ニ鑑

ミ口話学級ヲ置キ口話法ヲ用ヒ智識技能ヲ授クルコトニ努ム」というように、「内地」の口話法の動向に歩調を合わせて、音声、日本語を媒介語とする授業を意味していた。<sup>30</sup>台南校では、全学級が手話による教育を行っており、音声、日本語による教育は行われていなかったが、毎朝必ず二十分間口話の時間が設けられていた。<sup>31</sup>

かくて、植民地ニ台湾のろう学校においても、音声日本語の教授が開始されることになったのである。

ところで、ここで注意してよいことは、原理的には、口話法はあらゆる音声言語に適用・応用し得るものであり、音声日本語教授に限定する必要はないということである。

このことは、当時においても理解されていた。例えば橋村徳一は、「口話法が各国へ輸入されたのは、…独逸地方の奥、瑞、伊等は最も早く採用し、仏国はドレペー氏の生地だけあつて容易に採用しなかつた。しかし現今では膺く手話法を棄て、口話法を採用するものもあり、又或る有名な校長等は…之が各国へ普及するのは唯時の問題であらうと述懐している」<sup>32</sup>などと述べ、口話法がヨーロッパ各地へ伝播している現状を報告しているが、これは口話法が普遍性を持つていること、全ての言語に適用できること、が当時

においても認識されていたことを示している。また、東京聾啞学校の教諭・川本宇之介は、「聾者を、人間の言葉の世界に引き入れねばならぬならば、音声語は欠くべからざるものである」<sup>33</sup>と言っているが、これは、音声言語そのものを、「人間」の不可欠の条件とみなすということである。そうであるとするれば、論理的には、台湾のろう学校で、現地語を口話法で教授したとしても何ら不思議ではない。それでは何故に、音声日本語Ⅱ「国語」が教授されたのか。それは、帝国日本の内部では音声日本語Ⅱ「国語」の話者であることが、メンバーシップ獲得の条件であつたからに他ならない。この点については橋村徳一の次のことが参考になる。

口話法は聾者を貴い神の子、人の子として取扱ひ、決して不具者扱ひや廃人扱ひにはしないで、徹頭徹尾陛下の赤子として、又日本の国民として取扱ふことを其根本精神としてゐる。故に口話法に於ては日本人が普通に使用しないやうな身振表情や手真似や指文字も使用しなければ、特別扱ひや外人扱ひにもしないのである。<sup>34</sup>

橋村によれば「国語」ではない手話や現地語は、いずれも「日本の国民」たる構成要件にはなり得ない。だから、台湾のろう者にも当然「国語」を教授しなければならなかったのである。

おわりに

ろう教育や植民地教育の担い手たちが、「国語」教授に全力を傾けたのは、彼らが「国民」であることと「国語」話者であることとを結びつけて理解していたからである。

同様の論理で、植民地≡台湾のろう者に対しても「国語」が教授されていったと見ることができる。

だがこうした「国語」の教授は、ろう者が日常的に使用している手話を、台湾の人々が使用している生活語を、それぞれ抑圧することによって成立するものであった。その教授方法や抑圧の受けかたの点で、両者は全く同型であり、その意味で両者は「国語」教授を軸とする同心円を描いた場合、同一線上に位置すると言える。さらに、ろう者であり、台湾の人々でもあった、台湾のろう者たちは、「国語」の教授により、構造的には二重の抑圧下におかれたことになるが、そうしたことが、教育を施す側に自覚されること

は遂になかった。帝国日本の社会文化空間においては、「国語」話者であることが、メンバーシップを獲得するための不可欠の条件であり、そのことは全く疑われなかったからである。

一八八六年から一九二七年まで東京聾啞学校(その前身校を含む)の教員を務めた石川倉次は、一九三〇年に出版した書物の中で、「国語の教へ始め」と題する節の冒頭に、次のように書いている。

幼児や聾啞や外国の人などに我が国語を授けるには先づ簡単な言ひ表はし方から始むべきである。そして成るべく日常対話の上に必要な語句から教へて一日も早く自由に口話又は筆談の出来る様に導くべきである。(35)

幼児とろう者と「外国の人」が同列に論じられること。「国語」話者たることが、フルメンバーシップを獲得する上でどれほど重要であったのか、それがここには現れていないのではないであろうか。

(一) ろう教育は、現在、学校教育法の第六章特殊教育の

項目にまとめられている。

- (2) 近年の代表的なものを挙げれば、教育史の方面からは、駒込武『植民地帝国日本の文化統合』岩波書店、一九九六年が、社会学の方面からは、小熊英二『日本人の境界』新曜社、一九九八年が、社会言語学では安田敏朗『植民地のなかの「国語学」―時枝誠記と京城帝国大学をめぐる―』三元社、一九九七年、同『帝国日本の言語編成』世織書房、一九九七年、同『言語』の構築―小倉進平と植民地朝鮮』三元社、一九九八年、などが存在している。

- (3) 川本字之介『躰教育学精説』信楽会、一九四〇年、三二八頁。

- (4) 筆者は最近、これ以下で述べる口話法を含め、ろう教育の社会的・思想的な関心に基づいた分析を試みている。拙稿「生誕する「躰者」―つむぎ出される、あるべき身体と精神―」、見田宗介・内田隆三・市野川容孝編『ライブラリ相関社会科学』8『新世社(近刊予定)、を参照。

- (5) ろう教育と植民地教育という一見無関係にみえる二つの領域を、いわば横断するような形で比較検討し、当該時代の「精神」を描き出す、本稿のような試みは、思想史の領域においては、それほど珍しいものではない。

例えば、哲学者であり思想史研究者でもあったラブジョイは、その著『観念の歴史』において、そうした手法を用いていくつかの作品を残している。(ARTHUR O. LOVEJOY, *ESSAYS IN THE HISTORY OF IDEAS*, NEW YORK: GERRGE BRAZILLER, INC., 1955.)

- (6) 文部省『盲躰教育八十年史』一九五八年、一二二頁。  
(7) 東京教育大学附属躰学校『東京教育大学附属躰学校の教育―その百年の歴史―』非売品、一九七五年、三〇四頁。

- (8) 安藤太三郎『私の体験せる躰教育』非売品、一九三五年、一〇九頁。

- (9) 橋村徳一『躰教育口話法概論』株式会社一誠社、一九二五年、二一六頁。

- (10) 川本字之介、前掲『躰教育学精説』、四九三頁。

- (11) 橋村徳一、前掲『躰教育口話法概論』、二五七―七八頁。

- (12) 橋村徳一、前掲『躰教育口話法概論』、二四一頁。

- (13) 安藤太三郎、前掲『私の体験せる躰教育』、一〇九頁。

- (14) 安藤正次の生涯の詳細については、『安藤正次先生年譜』『安藤正次著作集第七巻』雄山閣、一九七五年、を参照。尚、安藤については、安田敏朗『近代日本語

史再考』三元社、二〇〇〇年の第三章に詳しい。

(15) 安藤正次「国語国字諸問題」、『岩波講座 国語教育 第五巻』岩波書店、一九三七年、引用は、『安藤正次著作集第六巻』雄山閣、一九七五年、三五八―九頁より。

(16) 安藤正次「台湾に於ける国語教育」、『学苑』一九四〇年、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、四二〇―一頁より。

(17) 安藤正次、前掲「台湾に於ける国語教育」、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、四二〇頁より。

(18) 安藤正次「国語国字諸問題」、『岩波講座 国語教育 第五巻』岩波書店、一九三七年、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、三五九頁より。

(19) 安藤正次、前掲「国語国字諸問題」、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、三六二頁より。

(20) 加藤春城「台湾の国語教育」、『国語文化講座第六巻 国語進出編』朝日新聞社、一九四二年、五四頁。

(21) 台湾総督府文教局「台湾の教育」、一九三五年度、八一―九頁より算出。

(22) 台湾総督府文教局、前掲「台湾の教育」、一四頁より算出。

(23) 台湾総督府文教局、前掲「台湾の教育」、八〇頁。

(24) 安藤正次「台湾に於ける国語普及について」、『国語

教育』第十八巻第三号、一九三三年、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、三四三頁より。

(25) 安藤正次、前掲「台湾に於ける国語普及について」、引用は、『安藤正次著作集第六巻』、三四四頁より。

(26) 台北州立台北盲啞学校「台北州立台北盲啞学校一覽」非売品、一九三五年、一四―五頁。及び、台南州立台南盲啞学校「台南州立盲啞学校一覽」非売品、一九三六年、八〇―四頁。

(27) 安藤太三郎は台北校に赴任すると、音声日本語の口話を試みたが、彼は直ちに、「内地」と「外地」との違いに気づき、「国語」を教授することの困難さにみまわれた。安藤は「本島の如く言語を始め、風俗、慣習等、所有方面に渡つて事情を異にする所に於ては、内地の口話法と同様の手段方法を以つて進み難い」と述べている。(『型口話教育』第七巻第一号、一九三二年、二頁)。

これが具体的に何を意味した発言であるのか不明であるが、彼が「内地」と同様の口話法をそのまま台湾に適用することはできないと判断したことは確かである。安藤は、口話法に熱心であったが、手話を完全に排除し得るとは考えておらず、口話と手話との併用状況を黙認していたから、台湾での口話法が困難であれば、それほど強く口話にこだわることなく、ある程度手話による教育を

容認した可能性が高い。

(28) 無記名「台北だより(二)」「口話式聾教育」第四卷第五号、一九二八年、二七頁。

(29) 『口話式聾教育』第五卷第二号、一九二九年、三五—六頁。そこには、「本校も迫田氏熱心に教務に従事致し呉れ、次第に口話も進歩を認め来り、私共は申すに及ばず聾児の父兄は非常に喜び居り、其の結果学校の事に関し何かと尽力致し呉れ誠に好都合に存じ候」と書かれている。おそらく、校長・木村謹吾によって書かれたものであるが、口話法に対してこうした評価がなされているとすれば、ラジオ放送も一定の反響を呼んだと推測される。

(30) 一九三五年頃の調査によると、朝鮮を除く「全国」六七のろう学校のうち、全クラスとも口話だけで教育を行っている(Ⅱ口話クラス)のは三五校、口話クラスと手話クラスが存在する学校が二七校、手話だけの学校が三校、その他二校となっている。台北校には口話クラスと手話クラスとがあり、一方の台南校は、手話クラスだ

けであった。(藤本敏文編『聾啞年鑑』聾啞月報社、一九三五年、一四一—三頁。)

(31) 現在、台南校は、台南市立台南啓聰学校となっている。二〇〇一年八月一日、筆者が台南において行った同校教諭冉昭華氏へのインタビューによれば、当時台南校でも口話(音声日本語)による授業が行われていたはずであるとのことであったが、残念ながらそれを立証する具体的な史料は見つからなかった。

(32) 橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、九〇頁。

(33) 川本宇之介、前掲『聾教育学精説』、四八九頁。

(34) 橋村徳一、前掲『聾教育口話法概論』、三七頁。

(35) 石川倉次『聾啞児の国語教順 日本盲人用点字の起源』非売品、一九三〇年、二三一—四頁。

二〇〇一年十一月二日受稿  
二〇〇一年十二月七日レフエリーの審査  
をへて掲載決定

(一橋大学大学院博士課程)